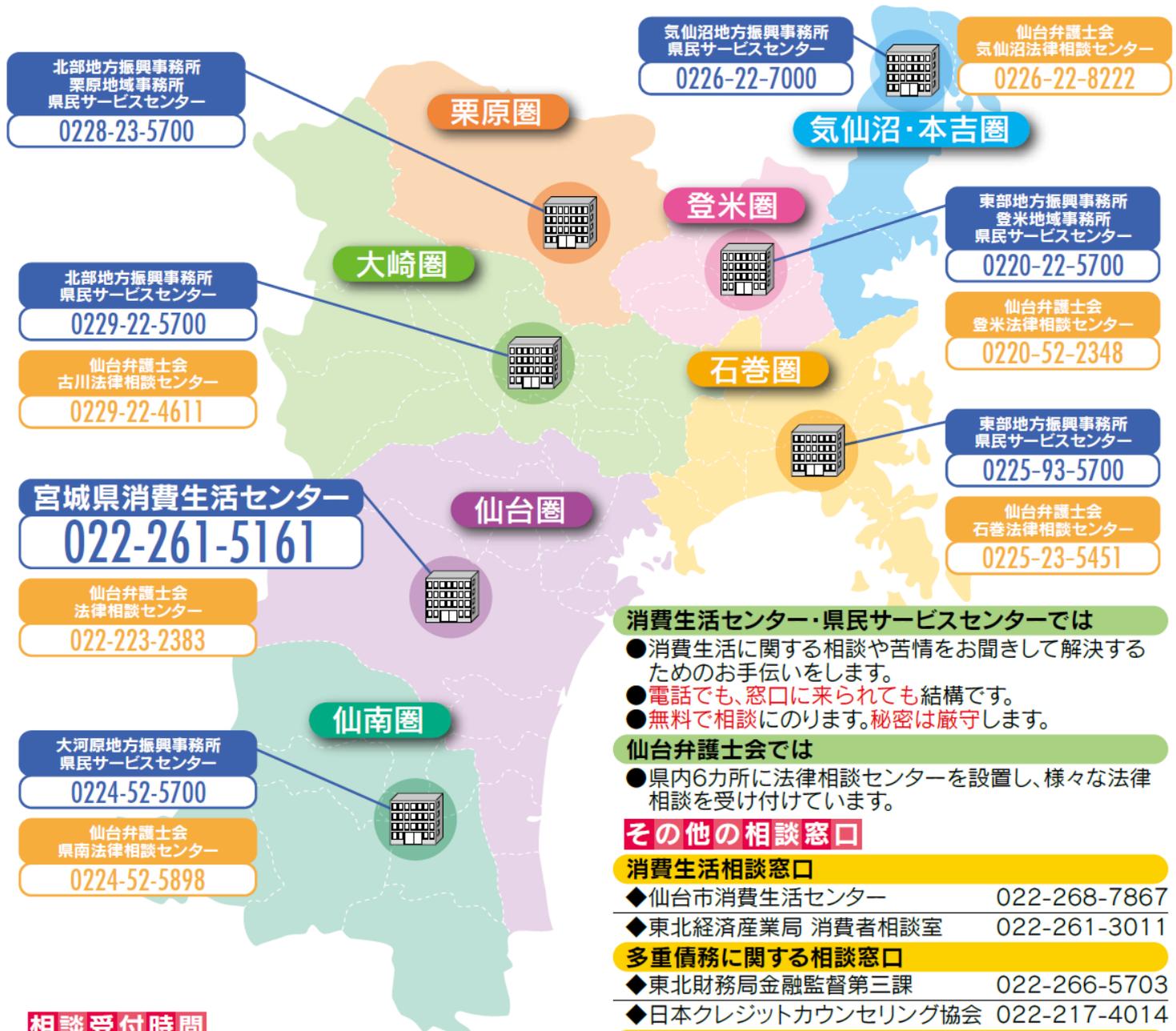


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。





みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆消費生活センターを御存じですか？

◆春に注意したい消費者トラブル

◆特定商取引法の基礎知識 第12章「クーリング・オフの適用除外」

◆消費生活センターからのお知らせ

4 April
月号

第49号

消費生活センターを御存じですか？

皆さんは、「消費生活センター」を御存じですか？

宮城県消費生活センターは、県内にお住まいの個人の方から消費生活に関する相談を受け付ける相談窓口です。電話又は直接窓口にて、御相談を消費生活相談員が伺い、解決を図るためのアドバイスや情報提供、あっせん、適切な機関への紹介などを行っています。

電話勧誘や訪問販売で
困っている。



借金の返済で
悩みがある。



頼んでいない商品が
送られてきたんだが？



こんなときは・・・

宮城県消費生活センターへ 相談しましょう！



☎ 0 2 2 - 2 6 1 - 5 1 6 1

県庁1階 平日9時～17時 土・日9時～16時

春に注意したい消費者トラブル

春は進学や就職、転勤に伴い、新しい生活を始める方が多い季節ですね。この時期消費生活センターには、新生活を始めた方から様々な相談が寄せられます。

今回は「春に注意したい消費者トラブル」を御紹介します。トラブルなく生活をスタートさせるために、内容をよく確認しましょう。



引っ越しサービス

- こんな相談がありました
 - ① 契約した引っ越し業者が指定した作業時間を守らず、作業終了時間もオーバーし、対応が悪かった。
 - ② 引っ越しの際、2年間使った冷蔵庫のドアに傷がついた。業者に言っても対応が悪く、「1万円で示談しよう。」と言ってきた。納得がいかない。

皆様へのアドバイス

- 引っ越し業者を選ぶ際は、複数業者から見積もりを取り、作業内容や補償について確認しましょう。
- 契約時は、見積書を受け取るとともに約款を確認し、疑問があれば確認しておきましょう。
- 引っ越しが終わったら荷物を確認し、紛失や損傷があればすぐに業者に連絡しましょう。

学習塾・家庭教師

- こんな相談がありました
 - ① 1か月前、娘が通っていた学習塾の解約を申し出たが、今回未受講分の受講料と冬期講習の請求書が届いた。納得がいかない。
 - ② 中学生の子どものために家庭教師の契約をしたが、当初の説明と違って多額の教材費用がかかることがわかった。解約したい。

皆様へのアドバイス

- 学習教材や学習指導の質などは、実際に利用してみないと分からず、契約の際に説明の真偽を確認するのは難しい場合があります。その場で契約せずに、冷静に検討しましょう。
- 契約の際は契約書をよく読み、解約等の条件を確認しましょう。
- 困ったときは宮城県消費生活センターや県民サービスセンター、お住まいの市町村の消費生活相談窓口へ御相談ください。

特定商取引法の基礎知識 第12章

「クーリング・オフの適用除外」



前号でも、訪問販売や電話勧誘販売に該当する販売方法であっても、クーリング・オフができない場合を紹介しましたが、前号に引き続いて、以下の場合もクーリング・オフができませんので、気をつけましょう。

- 商品を使用し、又は一部を消費することにより、商品の価額が著しく減少するおそれがある次の商品を使用し、又は一部を消費したとき。

① 健康食品など、動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であって人が摂取するもの（医薬品を除く。） ② 不織布及び幅が13センチメートル以上の織物 ③ コンドーム及び生理用品 ④ 防虫剤、殺虫剤、防臭剤及び脱臭剤（医薬品を除く。） ⑤ 化粧品、毛髪用剤及び石けん（医薬品を除く。）、浴用剤、合成洗剤、洗淨剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム並びに歯ブラシ ⑥ 履物 ⑦ 壁紙 ⑧ 配置医薬品

ただし、事業者が消費者を促して商品を使わせた場合や、申込書面及び契約書面に「商品を使用し、又は一部を消費したときは、クーリング・オフできない」旨の記載がない場合には、クーリング・オフができます。

- 商品の引き渡しを受け、かつ、商品の代金の全部を支払った場合（いわゆる現金取引）において、商品の代金の総額が3,000円未満のとき。

消費生活センターからのお知らせ

消費者市民ネットとうほく キックオフ集会

適格消費者団体の前身となるNPO法人が立ち上がりました。この設立を記念してキックオフ集会が開催されます。

- 日時 平成26年4月12日（土）
14時から17時まで
- 場所 仙台弁護士会館4階
- 参加には申し込みが必要ですので、下記までお問い合わせください。

NPO 法人
消費者市民ネットとうほく 事務局
電話：022-727-9123

宮城県消費生活センター 出前講座

消費生活センターでは、暮らしに役立つ知識を幅広く学ぶための消費生活出前講座を開いています。御依頼に応じて、学校や企業、お住まいの地域に講師を派遣しています。

詳しくは下記までお問い合わせください。

宮城県消費生活センター（啓発専用）
電話：022-261-5164
ホームページ：
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/keihatsukyoku.html>